

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 会津美里町の概要

当町は、福島県の西半分を占める会津地域のほぼ中心部に位置し、東側には一級河川『阿賀川』を隔て、会津若松市と隣接し、北に会津坂下町、南に下郷町及び昭和村、西に柳津町と接している。会津地域の中心都市である会津若松市とは、約8kmの距離にあり、東西約18.6km、南北約28kmと南北に長く、総面積276.33km²を有している。また、町の中心部には、阿賀野川水系の『宮川』が南北に縦断する形で流れており、会津盆地内での扇状地を形成している。北部に広がる平野部は、肥沃な土壌の沖積層からなり、主として水田に利用されており、南部は、会津盆地の外縁山岳及びその山麓の山間地帯で、町の約7割を森林が占める典型的な山村型の特徴を示している。地質は、北部農耕地で沖積層が、山岳地で凝灰岩を主とする石英安山岩が主体をなしている。土壌は、褐色森林土が大半を占める地勢となっている。



(2) 地域における災害リスク

当町では、自然的要因並びに社会的要因及び過去の災害発生状況の観点から『会津美里町地域防災計画書』の策定並びに『会津美里町ハザードマップ』を作成し、将来における主な災害リスクの発生を次のように想定している。

【集中豪雨及び台風等を要因とした洪水による浸水被害】

会津美里町を南北に縦断するように、一級河川『阿賀野川』水系に属する『宮川』が流れ、その流域に沿うような形で田園地帯や中心市街地が形成されている。また、町の東側には、隣接する会津若松市との境に一級河川『阿賀川』が流れ、その周辺には工業団地等が形成されており、一級河川及びその支流より氾濫する恐れが想定されることから、0.5m～3mの浸水、最大で5m未満の浸水が予想される地域がある。

◆浸水した時に想定される水深

(出典：会津美里町ハザードマップ)

河川名	該当地域	想定最大水深
宮 川	高田地域 (田川)、新鶴地域 (鶴野辺)	5.0m未満
	高田地域 (宮前、西の宮、藤川)	3.0m未満
	新鶴地域 (新屋敷、新屋敷新田、境野)	
阿賀川	本郷地域 (瀬戸町、川原町、新町、工業団地)	3.0m未満

なお、会津美里町ハザードマップ上で検証した浸水被害が想定される本会の会員事業者数は次の通りである。被害が想定されるのは147者であり、会員全体の32.5%にあたる。その内、0.5m以上の浸水被害が想定されるのは34者であり、会員全体の7.5%となっている。

◆浸水被害が想定されている会員事業者数の割合

浸水区分	高田地域		本郷地域		新鶴地域		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
被害想定なし	195	73.3%	62	50.8%	48	75.0%	305	67.5%
被害想定あり	71	26.7%	60	49.2%	16	25.0%	147	32.5%
0.5m未満	62	87.3%	44	73.3%	7	43.8%	113	76.9%
0.5m ～ 3.0m未満	9	12.7%	15	25.0%	9	56.2%	33	22.4%
3.0m ～ 5.0m未満	0	0%	1	1.7%	0	0%	1	0.7%
5.0m以上	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合 計	266	100%	122	100%	64	100%	452	100%

【土砂災害】

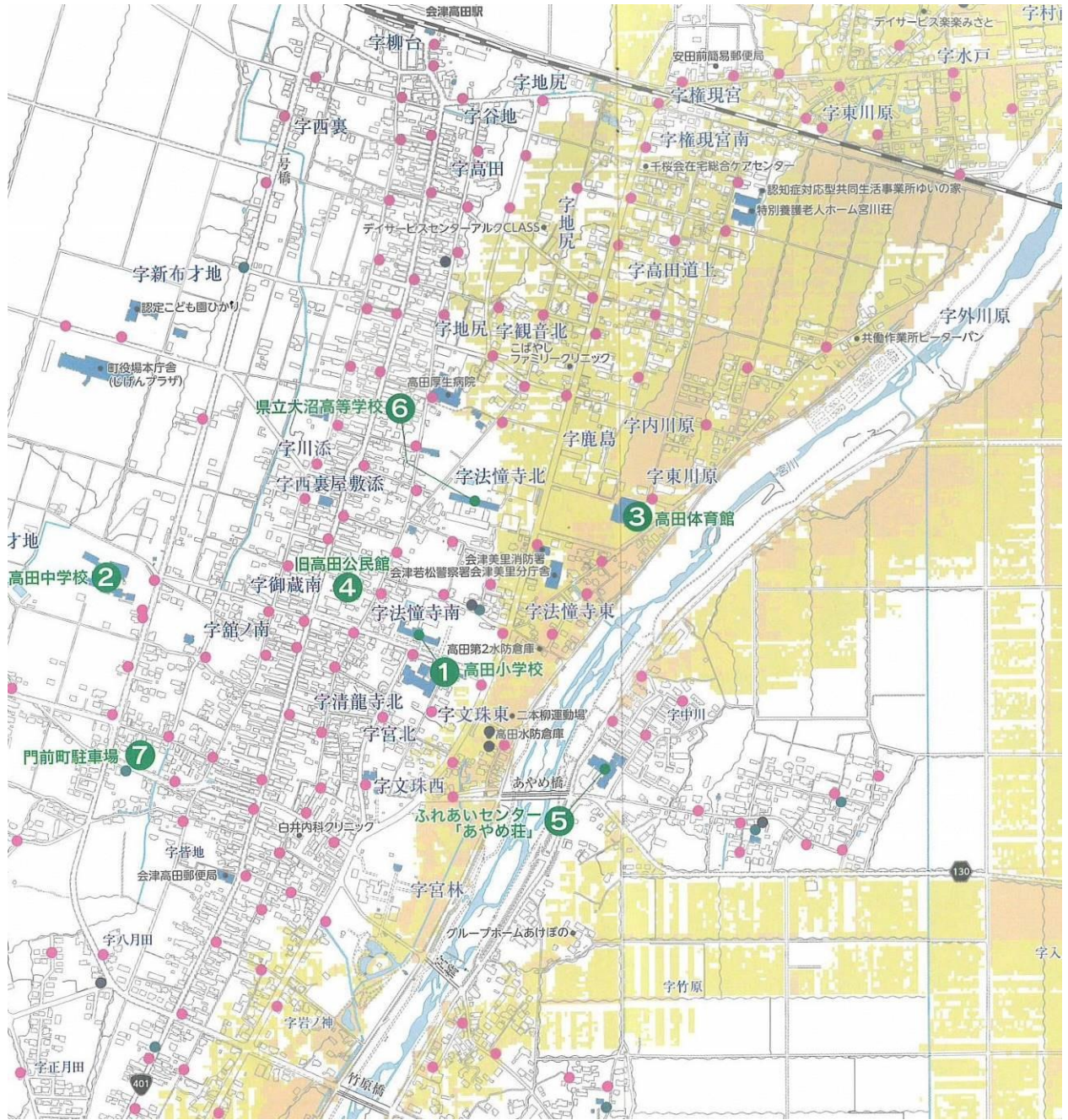
本町に於いては、面積の約7割を森林が占める典型的な山村型の特徴を示しており、商工業者も平野部はもちろん、中山間地域にも多く点在している。また、山間部を中心に土砂災害警戒区域が108箇所。その内、土砂災害特別警戒区域が76箇所存在する。その他にも、急傾斜特別警戒区域が36箇所、地すべり警戒区域が8箇所あり、危険区域が多数存在していることから、会員事業者における土砂災害が次の通り想定される。

◆土砂災害による被害が想定されている会員事業者数の割合

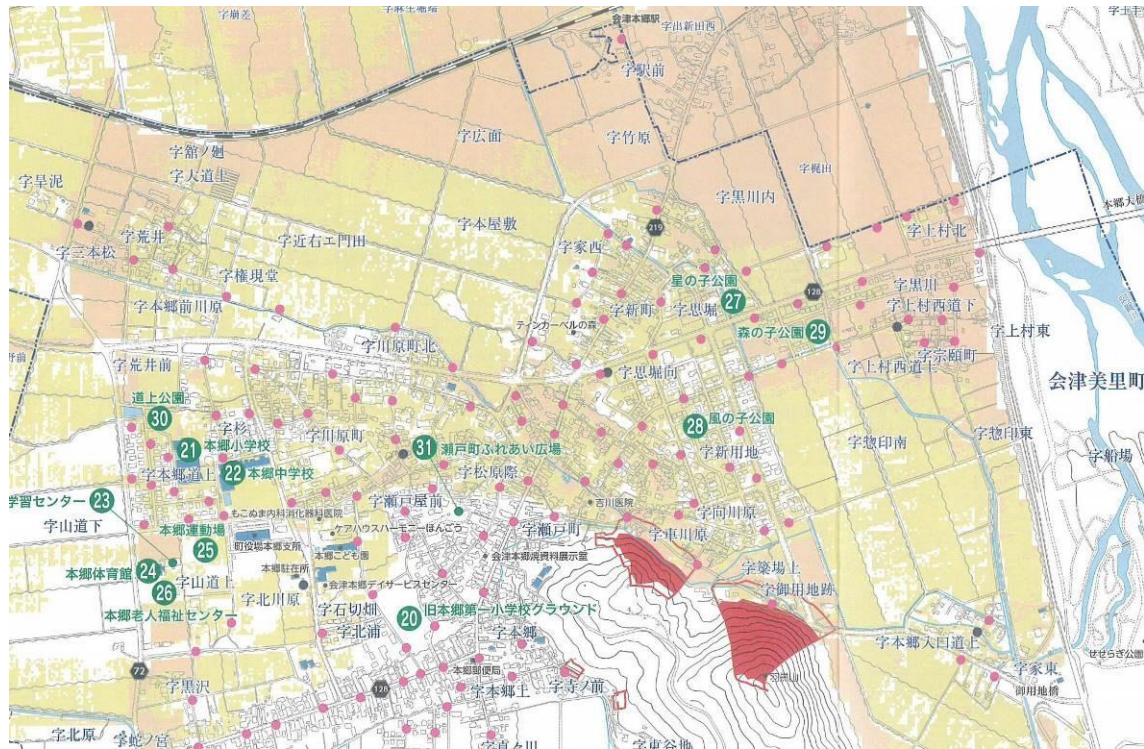
浸水区分	高田地域		本郷地域		新鶴地域		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
被害想定なし	250	94.0%	113	92.6%	64	100%	427	94.5%
被害想定あり	16	6.0%	9	7.4%	0	0%	25	5.5%
土砂災害 特別警戒区域	14	87.5%	3	33.3%	0	0%	17	68.0%
急傾斜地 特別警戒区域	2	12.5%	6	66.7%	0	0%	8	32.0%
地すべり 警戒区域	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合 計	266	100%	122	100%	64	100%	452	100%

【会津美里町ハザードマップ】

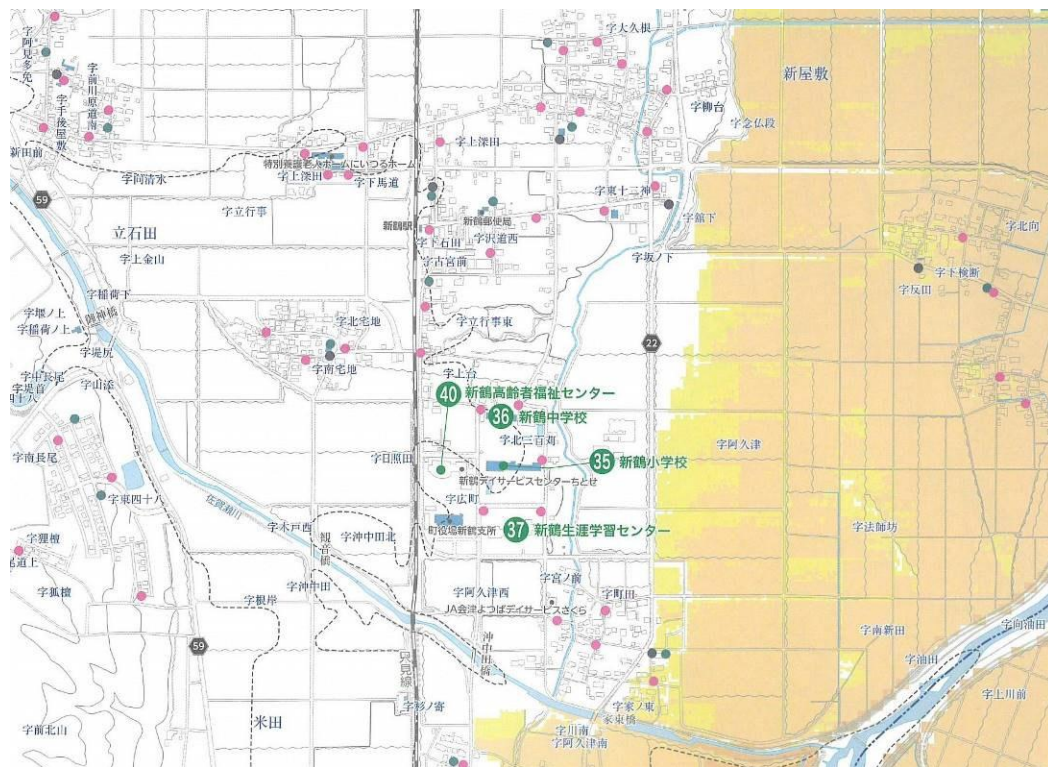
◆高田地域（中心市街地周辺）



◆本郷地域（中心市街地周辺）



◆新鶴地域（中心市街地周辺）



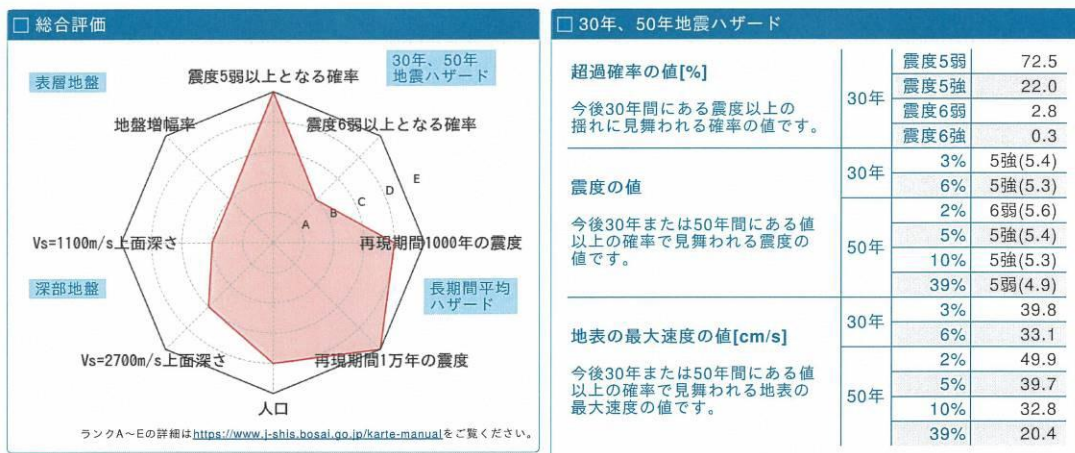
【地震による家屋倒壊等の災害】

平成23年3月に発生した東日本大震災時、本町に於いては震度5強を観測し、その後の余震に於いても大きな地震を何度も観測している。また、下記の通り地震ハザードステーション（J-SHIS）によると、震度5弱以上となる確率は最も高いEランクであり、今後30年間の発生確率が72.5%と予測されている。本町には、歴史的建造物をはじめとする文化財が数多く存在していることから、地震による建物の倒壊やそれらが引き起こす火災等、二次災害への危険も想定される。



地震ハザードカルテ 2022年基準

メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
5639165713	37.4615N,139.8391E	福島県大沼郡会津美里町高田甲 付近	227m	150~200人



【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、その度に世界的パンデミックを繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大多数が新たなウイルスに対する免疫を獲得していない状況の中、感染の急速なまん延により、当町に於いても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

※当町に於ける新型コロナウイルス感染症陽性者数累計…2,136名（全数把握見直し直前である令和4年9月26日現在）

【その他の災害】

高田地域に於いては、地形的に南から北にかけてなだらかな傾斜地となっており、大雨時には高田駅前付近に於いて、しばしば冠水となる現象がみられ、周辺エリアでは床上床下浸水の被害が発生している。これらの多くは、気象条件等の自然的に発生しているものに由来しており、近年では異常気象によるゲリラ豪雨や線状降水帯といったものに起因し、災害発生が懸念される状況にある。

本郷地域に於いては、土砂災害に関する急傾斜特別警戒区域に指定されている箇所が町内では最も多く、ゲリラ豪雨等に起因する災害が起こりうる可能性が極めて高い地域となっている。

新鶴地域に於いては、中山間地域に堤や沢が多数存在し、豪雨や長雨により土砂災害等の災害の恐れがある箇所が存在する。数年前には、長雨により堤の排出が間に合わず、決壊の恐れがあったこともあり、天候次第では災害への危険性が懸念される。

(3) 商工業者の状況（出典：総務省『平成28年経済センサス』より）

- ◆地区内商工業者数 681事業所
- ◆商工会員数 445事業所

業種	地区内商工業者数	商工会員数	事業所の立地概要
建設業	145事業所	130事業所	地域ごとに広く点在している
製造業	81事業所	51事業所	河川近くや各工業団地に多い
卸・小売業	207事業所	142事業所	中心市街地に多く点在している
サービス業	248事業所	122事業所	広く点在しており、中心部に多い
合計	681事業所	445事業所	

(4) これまでの取組み

1. 会津美里町の取組み

①会津美里町地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、会津美里町防災会議に於いて、平成24年7月6日に会津美里町地域防災計画を策定している。毎年見直しを行ない、適宜改正を加え、現在では第6版がリリースされている。

地域防災計画は、町内における各種災害に対処する為、平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造等の変化を踏まえ、総合的な対策を定めたものであり、国・県をはじめとする各防災関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧へと繋げ、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

②防災備品及び食料物資の備蓄

会津美里町災害時備蓄計画に基づき、各防災関係機関及び地元業者との物資供給に係る協定を締結し、ライフラインの確保に加え、災害発生直後から物資の流通が確保されるまで、地域住民の生活をささえる為、非常用食料（乾パン、缶詰、粉ミルク等）や、生活物資（寝具、衣料品、炊事器具、簡易トイレ等）、更には被災者1人あたり1日3ℓに相当する飲料水3日分を備蓄しており、定期的に点検と更新を行なっている。

③防災に関する情報提供

防災に関する情報については、町広報『あいづみさと』や町ホームページによる周知を実施。また、防災無線や防災メールを活用したタイムリーな情報提供を行なっている。更に、会津美里町ハザードマップを作成し、全世帯に配布して危険個所の把握周知と万が一の時の避難所を地図に落とし込み、全世帯及び各事業所に配布し、地域住民への情報提供を行なっている。

④災害時における通信インフラの整備

避難所機能の強化を図る為に、総務省公衆無線LAN環境整備支援事業補助金を活用して、町内5ヶ所の施設に防災用公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備し、災害時の通信手段の確保を実施している。

⑤会津美里町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

当町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に基づき、町として感染対策の基本的な方針や町が実施する措置等を示す為、『会津美里町新型インフルエンザ等対策行動計画』を平成27年3月に策定し、感染症の脅威から住民及び医療従事者を守り、医療環境体制の維持継続を図ることを目的に、日頃から有事の際に備えている。

2. 会津美里町商工会の取組み

①災害時における会員被災状況の情報収集

東日本大震災時をはじめ、台風被害や豪雨災害等、あらゆる自然災害が発生した際には、会員事業者を中心に被災状況について聴き取りや現地調査により情報収集を実施し、会津美里町並びに会津広域指導センターを通じ、福島県商工会連合会へ報告を行なっている。

②事業継続計画（BCP計画）に関する施策周知

国が発行する、事業継続力強化計画関連のリーフレットを地区内小規模事業者に対し配布し、BCPの必要性や施策内容について認識してもらうと共に、周知啓蒙を図っている。

③損害保険及び各種共済への加入促進

火災や地震、台風、水害等の自然災害の発生に伴う財産喪失のリスクをはじめ、それらによる休業や賠償責任を含む経営全般に及ぶ災害リスクに備える為、各種損害保険並びに各種共済について、全国商工会連合会、福島県商工会連合会、福島県商工業協同組合等と連携し、制度普及並びに加入促進活動を行なっている。

II. 課題

町、商工会における小規模事業者に対する防災対策等への支援課題は、次の通りである。

①各事業者における事業継続計画（BCP計画）策定割合が低調

地区内小規模事業者におけるBCP策定をはじめとする防災・減災に向けた取り組み状況については意識も低く、十分な準備が出来ていないのが現状であり、普及啓蒙段階にあると捉えている。日常業務に忙しく、計画策定まで手が回らないなど、急を要さないBCP策定は後回しとなっているのが現状である。いっどこで起きるかわからない災害に対応する為にも必要な計画であると訴えながら、計画策定に向けた支援強化をする必要がある。

②事業継続計画（BCP計画）策定支援に向けた職員のスキルアップ

事業者のBCP計画策定支援に向けた商工会の取組みもこれから本格化してくることから、それらに対応するには職員のスキルアップが必要であり、専門知識やノウハウを有する専門家や、損保会社等との連携が必要となってくる。

③応急対策時の町との連携体制の構築

現状に於いては、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行なうこととしているが、特に非常時における両者の連携及び協力体制等が具体化されていない。

Ⅲ. 目 標

会津美里町地域防災計画及び会津美里町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、近年度々発生している様々な大規模自然災害や新たな感染症に対応するために日頃から常に備え、中小企業等に対する事前防災や感染防止対策、災害発生後の早期復旧復興に向けた対策を、町・商工会が一体となり連携して取り組むこととし、災害規模の大小を問わず、いかなる災害に見舞われても地域における経済活動をマヒさせる事無く、短期間で復旧復興できるよう事業継続力強化を目標に次の取組みを実施する。

①町内小規模事業者に対するBCP策定支援の実施

町内の小規模事業者を取り巻く災害リスク及び感染症へのリスクの現状を認識させ、事前の防災・感染対策への必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個者支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化しながらBCPの普及拡大に努める。

②正確な被害状況の把握に向けた報告体制の確立

現状に於いては、それぞれの業務継続計画に従って、事前対策や応急対策を行なうこととしているが、特に非常時における両者の連携及び協力体制等が具体化されていない為、体制を確立する。

③災害後における迅速な応急・復興支援を実施する為の連携体制の確立

災害発生後、被害調査から応急対策、復旧復興対策へ速やかな実行支援が出来るよう、組織内における実施体制及び関係機関との連携体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年 4月 1日～令和10年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

会津美里町商工会と会津美里町における役割分担及び実施体制を整理・明確にし、双方が連携しながら以下の事業を実施することとする。

【1. 事前対策】

会津美里町地域防災計画に基づき、本計画との整合性を図りながら、日頃から災害発生時に備えるよう周知整備を図りながら事前対策に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知とBCP策定の啓蒙活動

町内小規模事業者に対し、地域における災害リスク及び感染症リスクへの認知とBCP策定の必要性についての普及・啓蒙を図り、年度毎に目標を設定し、事業計画に盛り込み、それぞれの目標達成に向けた取り組みを実施する。

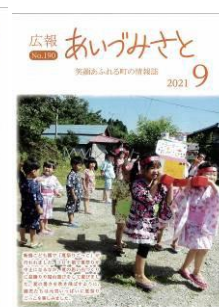
①ハザードマップによる災害リスクの周知

会津美里町でハザードマップを作成し、全戸及び各事業所へ配布されていることから、ハザードマップを基に経営指導員等が巡回指導の際に、事業所所在地における自然災害等のリスクや災害時における避難場所について確認。また、令和4年10月1日よりWEB版ハザードマップが公開され、外出先でもすぐに確認できる周知体制を構築。更には、それらの影響を軽減する為の取り組みや対策（休業補償への備え、各種損害保険及び共済への加入勧奨や補償内容等）について説明する。



②各種広報等による啓蒙活動

商工会報や町広報『あいづみさと』、ホームページやfacebook等を活用し、国の施策の紹介や災害リスク及び感染リスクへの対策の必要性、災害に備える為の各種損害保険の概要等、事前対策に向けた啓蒙活動を実施する。また、BCP策定への先進事例や策定のメリット等、BCP策定に向けた普及活動を併せて実施する。



③BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、災害時に於いて地域経済の停滞リスクを回避し、迅速な復旧復興に繋げることを目的に、あらゆる自然災害に備える為にBCP策定支援を実施する。

また、作成にあたっては必要に応じ専門家を活用し、対応可能な損害保険等も紹介しながら連携して取り組む。

《商工会が取り扱っている災害リスク対応の損害保険等》

対応リスク	名称	補償内容
経営	倒産防止共済	取引先の倒産に伴い債権回収が困難な場合、連鎖倒産防止の共済
	生命・福祉共済	事業主、専従者、従業員等の怪我及び病気、事故等に対応
	小規模企業共済	廃業時における事業主の退職金共済
	中小企業退職金共済	従業員の退職時における退職金共済
	ビジネス総合保険	生産物、施設設備管理、業務遂行等への総合的な補償制度
	商工貯蓄共済	積立型の貯蓄と生命保険の死亡補償が一体となった共済
財産	火災共済	自然災害等の各種災害における建物・什器・備品への損害補償
自動車	自動車共済	自動車事故等における対人・対物賠償保険
	事故費用共済	人身死亡事故等における見舞金等への備え
労務	業務災害保険	業務中の労災事故における死亡、怪我、入院、後遺症に対応
休業	所得補償保険	怪我や病気による就業不能時における所得を補償する保険
	休業対応応援共済	火災や地震等で建物が被災したことによる休業を補償する共済

2) 商工会としての事業継続計画の整備

当商工会が作成した『危機管理マニュアル』に基づき、半年程度の周期で内容を確認しながら必要に応じ適宜修正し、常に最新の状態を保つこととする。

3) 計画の普及拡大及び策定に向けた関係団体等との連携

専門家や損害保険会社等と連携し、職員向け研修会や事業者向けBCP計画策定セミナー等、各関係機関と連携しながら計画策定に向けた取り組みを実施する。また、計画策定の普及啓発ポスターの掲示や、リーフレットの設置等、普及拡大に向けた取り組みを連携しながら実施する。

4) 事業者BCP策定におけるフォローアップ

町内小規模事業者におけるBCP策定への取り組み状況を調査し、基幹システムや経営支援システムへ入力してデータベース化により、計画策定の有無や内容について把握するとともに、計画策定に係る作成支援や適正な計画変更に向けたフォローアップ支援を実施する。

5) 本計画に係る連絡体制の構築

災害時における町と商工会間の連絡体系を整備・確認しておく。また、東日本大震災クラスの大規模自然災害を想定した、行動シミュレーションを必要に応じ実施する。

【2. 災害発生後の対策】

災害発生時においては、先ず何事にも人命を第一に考え、そのうえで次の手順に従い、地区内における被害状況を速やかに把握し、応急対策方針の決定をはじめ、各関係機関への連絡等の対応を行なうこととする。

1) 応急対策実施可否の判定確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体組織がそれぞれのBCPで定めている『安否確認』や『非常時における職員の参集』等に加え、参集した後に行う応急業務及び事業継続する為の優先順位が高い『非常時優先業務』を指し、その中でも当町と当商工会が連携して実施する応急対策業務については、次の通りとする。

◆ 連携して実施する応急対策業務（非常時優先業務）

- i) 緊急災害対策特別相談窓口の設置における経営相談業務
- ii) 地区内小規模事業者における被災状況調査及び経営課題抽出業務
- iii) 復興支援策の施策普及並びに活用支援業務

上記、これらの応急対策を実施するにあたっては、参集できる職員の確保をはじめ、業務を行う事務所や電力等の確保が前提条件であり、被害状況によっては当会がこれらの資源を確保出来ない状況に陥ることも想定されることから、まずは応急対策実施の可否を判定確認する為の仕組みづくりを当町と連携協議し、整備する必要がある。

② 役職員の安否確認と交通ルートにおける被害状況・参集可能人数等の確認

先ずは、町・商工会それぞれのBCPに従って安否確認を実施する。安否確認の際には、本人・家族の安否と被災状況について確認し、近隣の建物や交通ルート等に関する大まかな被害状況も確認する。更には、出勤できるような状況かどうかについても確認し、出来る限りの情報収集を実施する。

■ 各組織における安否確認対象とタイムライン

組 織	安否確認対象とタイムライン
会津美里町役場 産 業 振 興 課	【職 員】 災害発生後、速やかに緊急連絡網にて確認
会 津 美 里 町 商 工 会	【職 員】 災害発生後、1時間以内に緊急連絡網にて確認 【正副会長】 災害発生後、3時間以内に携帯電話にて安否確認 【理 事】 災害発生後、1日以内に携帯電話にて安否確認 【一般会員】 災害発生後、3日以内に安否を確認

③ 安否確認及び被害状況結果の共有と関係機関等への連絡

災害発生後、2時間以内を目安に、町・商工会それぞれの安否確認と参集可能人員の確認並びに、大まかな被害状況等について、双方が情報共有する。

■安否確認結果の報告窓口

組 織	安否確認結果の報告優先順位	
	第 1 順位	第 2 順位
会津美里町役場 産 業 振 興 課	産業振興課長	産業振興課長補佐 商工観光係長
会 津 美 里 町 商 工 会	事 務 局 長	主任広域経営指導員

2) 応急対策の方針決定

前段で実施した、安否確認や参集可能人員の確認、大まかな被害状況等、共有した情報をもとに、被害規模に応じて2者で実施する応急対策方針を決定する。災害発生後、2時間以内を目安に、町・商工会それぞれの安否確認と参集可能人員の確認並びに、大まかな被害状況等について、双方が情報共有し、概ね次の通り判断基準とする。

■被害規模の目安と想定する応急対策内容（判断基準）

被害規模	被害状況	応急対策内容
【A ランク】 大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内、約 10%程度の事業所で『トタン等の屋根が飛ぶ』、『窓ガラスが割れる』等の被害が多発している。 ・地域内、約 3%程度の事業所で『床上浸水』、『建物の全半壊』等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断しており確認が出来ない場合。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安否確認及び被害調査 2. 緊急相談窓口の設置 3. 相談業務及び復旧計画策定 4. 復興支援策の活用支援業務
【B ランク】 被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内、約 3%程度の事業所で『トタン等の屋根が飛ぶ』、『窓ガラスが割れる』等の被害が発生している。 ・地域内、約 1%程度の事業所で『床下浸水』、『建物の半壊』等、一部損壊の被害が発生している。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害調査 2. 緊急相談窓口の設置 3. 相談業務及び復旧計画策定
【C ランク】 ほぼ被害が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・特に目立った被害の情報が無い 	特に無し

※なお、連絡が取れない地域については、大規模被害が発生しているものと想定し、行動する。

■被害状況等の情報共有スパン

災害発生の経過	情報共有スパン
発生後～1週間	1日に2回（12時と17時）情報共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回（17時）情報共有する
1ヶ月以降	1週間に1回（月曜日）情報共有する

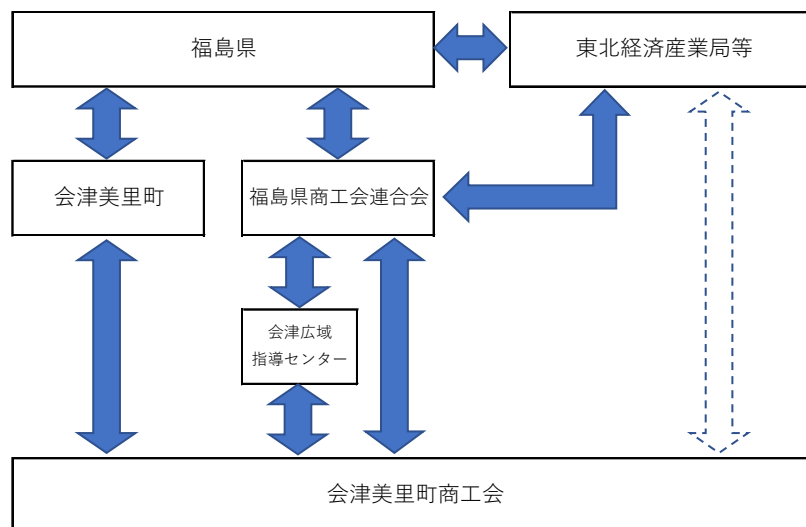
【3. 災害発生時における指示命令系統及び連絡体制】

災害発生時において、町内事業者における被災状況の調査報告及び指揮命令等の仕組みを構築し、二次災害を防止する為、被災地域での活動を行うことについての可否判定と被害の確認方法及び被害額の算定方法について確認する。更には、これら共有した情報を県等へ報告する際の方法について、予め確認しておく。

1) 指示命令系統及び連絡体制フロー

自然災害発生時、地区内小規模事業者等における被災状況の迅速な報告及び、災害対応に向けた指揮命令を円滑に行うことができる体制を構築する。なお、指揮命令系統については、会津美里町地域防災計画及び当会『危機管理マニュアル』に記載の通りとする。

◆連絡体制フロー図



2) 二次災害防止に向けた被災地域での活動内容の決定

二次災害を防止する為、被災地域での活動を行うことについては、会津美里町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に対して指示等を行う。

3) 被害の確認方法及び被害額の算定方法

①被害調査シートの統一化

被害状況を迅速かつ的確に把握する為、個別の被害調査シート並びに集計報告シートを別途定め、町・当会が共通で用いることとする。

②被害額算定における対象

会津美里町防災計画に基づき、当会が主に把握する被害額の対象としては、『事業用建造物』と『事業用資産』の2つとする。

事業用建造物

主に、事業に供する建物を指す。具体的には、店舗・工場・事務所・作業場・倉庫等における被害であり、建物と一体となっている建物附属設備についても被害額の算定対象に含めることとする。店舗兼住宅の場合、居住スペース部分に関しては『居住被害』に区分される為、その部分を除いた形で被害額の算定にあたる。

また、事業用建造物における被害等の把握については、被害の程度に関わらず、床下浸水から建物全壊に至るまで、区分毎に把握し、町災害対策本部への被害状況報告の際に必要なデータを提供できるよう状況の把握に努めることとする。

事業用資産

主に、事業用建造物以外の事業用資産を指す。具体的には、棚卸資産（商品・製品・仕掛品・原材料等）や、有形償却資産（構築物・機械装置・車両運搬具・工具器具備品等）の被害額を算定することとする。

4) 被害状況の報告方法

前頁の連絡体制フロー図で示した通り、当会及び当町が共有した情報について、当会については、会津広域指導センターを経由し、福島県商工会連合会へ被害状況を報告。当町については、福島県へそれぞれ被害状況の報告を行うこととする。

なお、当会が会津広域指導センター及び福島県商工会連合会へ報告する手段としては、グループウェア desknet's による組織内一括メール送信や、商工会災害対応管理システムを活用する。

【4. 応急対策時における町内小規模事業者に対する支援】

①災害緊急相談窓口の開設

当会は、町と協議のうえ、安全性が確認された場所に於いて災害緊急相談窓口を開設する。但し、国や県から緊急相談窓口の設置に対し、特別な要請を受けた場合は、そちらに従うものとする。

②被災事業者に対する災害関連施策の周知

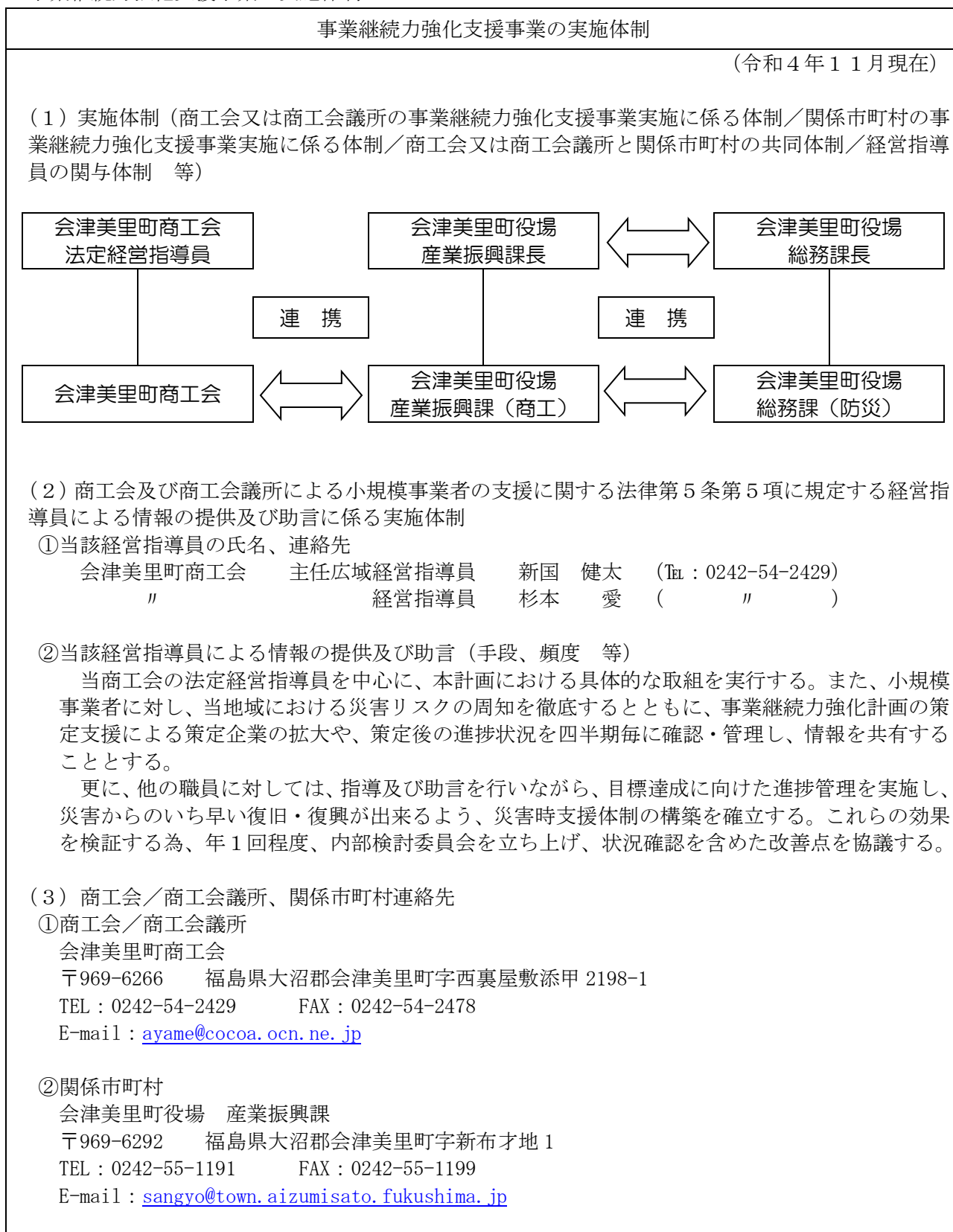
応急時に有効な災害関連施策（国・県・町など）について、巡回訪問による施策の周知に加え、当会ホームページや facebook をはじめとする SNS、更には会報、説明会等の実施により、町内小規模事業者等へ周知を行なう。

【5. 町内小規模事業者に対する復旧・復興支援】

- ①福島県及び会津美里町に従い、復旧・復興支援の方針を定め、被災した町内小規模事業者等に対し、災害関連施策を活用した支援を中心とした復旧・復興支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地域の職員だけの対応が困難な場合には、他の地域から職員の派遣要請等を福島県及び福島県商工会連合会等へ相談し対応する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	215	215	215	215	215
・ 専門家派遣費用	65	65	65	65	65
・ セミナー開催費用	50	50	50	50	50
・ チラシ、パンフ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金、町補助金、会費収入、手数料等収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

